

品川保健センター駐車場の利用に関する要綱

平成 21 年 3 年 9 日 制定
要綱第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川保健センター駐車場（以下「駐車場」という。）の設置、管理および利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 駐車場を次のとおり設置する。

- (1) 名称 品川保健センター駐車場
- (2) 所在地 品川区北品川 3 丁目 1 1 番 2 2 号
- (3) 管理者 品川区保健所長

(駐車場管理員)

第 3 条 駐車場の管理を適性かつ円滑に行うため、必要な場合には駐車場管理員を置く。

(利用時間等)

第 4 条 駐車場を利用できる時間（以下「利用時間」という。）および利用できない日は、次のとおりとする。

- (1) 利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時 45 分までとする。
- (2) 駐車場を利用できない日は、管理者が別に定める全館休館日（同一日に品川保健センターと品川健康センターが休業する日。）および 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

2 管理者は、前項の規定に係わらず駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、その全部または一部の利用を休止することができる。

(管制設備等の設置)

第 5 条 駐車場の出入り口にカーゲートを設け、次の機械を設置する。

- (1) 入口部分 駐車券発行機
- (2) 出口部分 料金精算機

(利用料)

第 6 条 自動車 1 台あたりの駐車場利用料金は 1 時間まで 400 円とし、以降 30 分ごとに 200 円を追加徴収する。

(利用方法)

第 7 条 駐車場を利用しようとする者は、入場の際に駐車券発行機から駐車券を抜き取り、退場の際には料金精算機で前条に規定する駐車場利用料を支払うものとする。

2 前項の駐車券の抜き取りをもって、管理者に対して駐車場の利用申請があったものとみなし、かつ、その利用の許可に代えるものとする。

3 管理者は、前項の許可に条件を付することができる。

(利用料の不徴収)

第 8 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、前条に定める利用料を徴収しない。

- (1) 品川保健センターへの来所者が使用する自動車
- (2) 道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (3) 駐車場付近において、国または地方公共団体の職員が防疫活動等を行うために利用する自動車

(4) 前各号に係わらず、管理者が特別の理由があると認めたと自動車
(利用料の還付)

第9条 既納の利用料は、還付しない。

(駐車券の紛失)

第10条 駐車券を紛失した場合は、入場時間を午前8時30分として、退場するまでの時間を金額で精算する。

(利用の拒否)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。

(1) 駐車場の構造上、駐車することができない自動車

(2) 発火性または引火性の物品等の危険物を積載している自動車

(3) 駐車場の利用者およびその関係者(同乗者を含む)が、著しく秩序をみだす恐れがあると認めたととき又は、この要綱に違反または管理者の指示に従わないとき。

(利用者の義務)

第12条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐車場の利用に関して、次に既定する事項を遵守するとともに、駐車場管理員等の指示に従わなければならない。

(1) 利用者およびその関係者(同乗者を含む。)は、故意または過失により、この駐車場の諸設備および他の駐車中の自動車等に損害を生ぜしめた時は、直ちにこの損害を管理者および他の被害者に賠償しなければならない。

(2) 利用者は、利用時間内に駐車した自動車を引き取らなければならない。

(遵守義務)

第13条 駐車場利用者は駐車場を利用するにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車位置、場内交通規則等は、標識または駐車場管理員等の指示に従わなければならない。

(2) 駐車場内の走行は、時速5キロメートル以下で徐行すること。

(3) 駐車場内に引火物、危険物の持込み、場内での喫煙を含め火気の取扱は行わないこと。

(4) 自動車内に貴重品その他の物品を留置しないこと、およびドア・トランク類は施錠すること。

(5) 駐車場内で設備または他の自動車および器具類等に損傷・汚損を与えたときは、直ちに係員へ申し出ること。

(6) 自己の自動車に駐車中事故が生じたと認められるときは、出庫以前に係員へ申し出ること。

(7) 利用者およびその関係者(同乗者を含む。)は、禁止されている場所に立ち入らないこと。

(8) 利用者およびその関係者(同乗者を含む。)は、特殊装置操作盤その他の機器類に許可なく手を触れないこと。

(9) 駐車場内で洗車を行わないこと。

(10) 駐車場内を清潔にするよう努めること。

(禁止行為)

第14条 駐車場では、次の行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の妨げになること。

- (2) 駐車場の施設または駐車中の自動車を汚染し、または棄損すること。
- (3) 駐車場で許可なく拡声器等を用いて集会を行うこと。
- (4) 駐車利用の目的以外に利用すること。
- (5) 駐車場で修理および販売業務等を行うこと。
- (6) 前各号のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(管理者の免責)

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合についての責任を負わないものとする。

- (1) 天災等不可抗力による事故についての責任。
- (2) 利用者がその責に帰すべき理由によって引き起こした衝突・接触その他の事故についての損害。
- (3) 駐車中の自動車の物品、自動車内に留置された貴重品その他の物品についての損害。
- (4) その他管理者の責に帰さない理由により生じた損害。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。